

別紙標準様式（第7条関係） 会 議 録

会議の名称	第6回児童の放課後対策審議会
開催日時	平成30年6月1日（金） 15時00分から16時47分まで
開催場所	枚方市市民会館 第4集会室
出席者	委 員：荒木委員、植田委員、大西委員、後閑委員、代田委員、中口委員、藤原委員、横山委員 事 務 局：浄内社会教育部長、新内社会教育部次長、奥野社会教育課長、前村放課後子ども課長、木村社会教育課課長代理、北田放課後子ども課課長代理、宮澤社会教育課係員、奥野社会教育課係員
欠席者	委 員：遠藤委員、椛山委員、蔦田委員
案件名	1. 放課後子ども教室モデル事業について 2. 児童の放課後対策に関する基本計画について
提出された資料等の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 資料1・・・平成30年度 放課後子ども教室モデル事業について（委託） ・ 資料2・・・放課後子ども教室モデル事業 事業イメージ図（実施校別） ・ 資料3-1・・・放課後子ども教室モデル事業 こども教室 利用のてびき ・ 資料3-2・・・放課後子ども教室モデル事業 こども教室 利用のてびき 【概要版】 ・ 資料3-3・・・放課後子ども教室モデル事業 こども教室のご案内【児童用】 ・ 資料4・・・児童の放課後対策に関する基本計画について（骨子案） ・ 参考資料1・・・放課後子ども教室モデル事業運営業務委託仕様書 ・ 参考資料2・・・文教常任委員会所管事務調査報告書（児童の放課後対策について） ・ 参考資料3・・・今後のスケジュールについて（案） ・ 参考資料4・・・厚生労働省資料（平成30年1月29日 第4回社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会）より抜粋
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後子ども教室モデル事業について、委員の承認を得た。 ・ 児童の放課後対策に関する基本計画について（骨子案）について、委員の承認を得た。 ・ 今後のスケジュール（案）について、委員の承認を得た。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開

会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	1人
所管部署 (事務局)	社会教育部 社会教育課・放課後子ども課

審 議 内 容

- 大西会長 それでは、定刻になりました。
ただいまから「第6回 児童の放課後対策審議会」を開催いたします。
委員の皆様には、公私ご多用のところをご出席いただきまして、ありがとうございます。
- 事務局 では、早速ですが、事務局より委員の出席状況の報告をお願いします。
本日の出席状況といたしましては、委員 11 人のうち出席委員 8 人となっております。枚方市附属機関条例第 5 条第 2 項により、会議が成立していることを報告させていただきます。
- 大西会長 ありがとうございます。報告のとおり、定足数に達しているため、会議を始めさせていただきます。
会議の前に、傍聴者への資料配付について事務局からの説明をお願いします。
- 事務局 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定第 3 条に基づき、本会議は公開となっております。なお、平成 30 年 4 月に枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程の改正が行われ、審議会の配付資料は傍聴者の閲覧に供するか、または配付するよう努めることになりました。今回の会議は非公開情報が含まれていないと考えられますが、資料の取り扱いに関して、傍聴者に配付するという点でよろしいでしょうか。会長からご確認をとっていただきますよう、よろしく願いいたします。
- 大西会長 ただいま、事務局からの説明がありましたが、第 6 回児童の放課後対策審議会の資料の取り扱いは、傍聴者に配付をするということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

- 大西会長 ありがとうございます。では、配付することで決定します。
事務局、よろしく願いいたします。
- 事務局 ありがとうございました。
- 大西会長 では、次に、本日は少し多いですが、資料の確認をお願いします。
- 事務局 本日の資料でございますが、「次第」のほか、資料 1 「平成 30 年度放課後子ども教室モデル事業について（委託）」、資料 2 「放課後子ども教室モデル事業 事業イメージ図（実施校別）」、資料 3-1 「枚方市放課後子ども教室モデル事業 こども教室 利用のてびき」、資料 3-2 「枚方市放課後子ども教室モデル事業 こども教室 利用のてびき【概要版】」、資料 3-3 「枚方市放課後子ども教室モデル事業 こども教室のご案内【児童用】」、資料 4 「児童の放課後対策に関する基本計画について（骨子案）」、参考資料 1 「放課後子ども教室モデル事業運営業務委託仕様書」、参考資料 2 「文教常任委員会所管事務調査報告書（児童の放課後対策について）」

て)」、参考資料3「今後のスケジュールについて(案)」、参考資料4「厚生労働省資料(平成30年1月29日 第4回 社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会)より抜粋」。

資料は以上でございます。過不足等はありませんでしょうか。

大西会長

よろしいですか。

それでは、審議会を始めさせていただきたいと思います。本日の審議会には、放課後子ども教室モデル事業の第1クールの開始を6月18日に控え、直前の開催となります。放課後子ども教室モデル事業については、委員の皆様からさまざまなご意見をいただき、実施内容や、学校や既存事業との調整など、可能な限り反映して実施できるよう、本審議会として調査・審議を進めてまいりました。開始前に、再度、確認をしておきたいと考えております。また、開始後は、学校や既存事業との関係性における課題の抽出や、放課後子ども教室モデル事業の実績から、さまざまな検証を行い、児童の放課後対策に関する基本計画の策定につなげていきたいと考えております。

では、次第に従いまして、議案1「放課後子ども教室モデル事業について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。説明させていただきます。

資料1「平成30年度放課後子ども教室モデル事業について(委託)」をご覧ください。

「1. 事業の概要」は、別紙でイメージ図を添付しておりますが、委員の皆様にはご承知いただいていると存じますので、説明を省略させていただきます。

次に、「2. 委託業務入札結果情報」ですが、「(6) 入札結果情報」に記載のとおり、入札1回目は応札者がなく不調に終わりましたが、2回目の入札において、落札者を得ることができ、5月30日付で契約を締結いたしました。落札者は、株式会社トライグループでございます。

本資料2ページ以降に、①契約締結後6月15日までの準備期間中に行う業務、②放課後子ども教室モデル事業実施期間中の業務、③実施期間終了後の業務、につきまして、教育委員会が行うものと受託事業者が行うものに分けて記載しております。また、委託契約の内容につきましては、参考資料1「放課後子ども教室モデル事業運營業務委託仕様書」とおりとなっております。

次に、資料2「放課後子ども教室モデル事業 事業イメージ図(実施校別)」をご覧くださいませでしょうか。上段の表に各学年の児童数、留守家庭児童会室入室児童数、放課後自習教室登録児童数を記載しております。下段が、各学校における曜日別の放課後の事業イメージ図になります。横軸が授業終了後、放課後の時間の流れになりますが、どの曜日に、どれくらいの児童が、どのようなパターンで放課後の活動に参加するのかをイメージいただけるよう図示したものでございます。放課後自習教室の登録児童の出席率、留守家庭児童会室の入室児童の登室率を100%と仮定して、それぞれの

パターン別の児童数を参考に記しております。

「(1) 蹉跎小学校」の月曜日の例で説明をさせていただきます。月曜日は1年生から3年生が5限で終了、4年生から6年生は6限で終了、放課後自習教室は2年生が対象となっています。どれくらいの児童がどのようなパターンで放課後の活動に参加するのか、ですが、5限終了後、放課後子ども教室モデル事業に参加して帰宅する1年生・3年生の児童が一番上の軸で、最大の児童数を128と記しています。次の軸が、5限終了後、放課後子ども教室モデル事業に参加して留守家庭児童会室に行く1年生・3年生。次の軸が、5限終了後、放課後自習教室に参加した後、放課後子ども教室モデル事業に参加して帰宅する2年生。次の軸が、5限終了後、放課後自習教室に参加した後、放課後子ども教室モデル事業に参加して留守家庭児童会室に行く2年生。次の軸が、6限終了後、放課後子ども教室モデル事業に参加して帰宅する4年生から6年生。次の軸が、6限終了後、放課後子ども教室モデル事業に参加して留守家庭児童会室に行く4年生から6年生。それぞれのパターンで想定される児童数の最大値を参考に記しております。

裏面をご覧くださいませでしょうか。裏面には、教室配置図及び校舎配置図を掲載しております。蹉跎小学校では、管理棟3階の「留守家庭児童会」と記載のある教室を指定専用室としてお借りすることになります。隣が、「放課後自習教室」として使用する教室になるため、運営には配慮が必要です。図書室を使用する場合には、同じ管理棟になりますが、2階に移動する動きがあり、校庭には同じ階段を1階に移動する動きが発生します。また、児童がどのトイレを使用するのかなど、細かな点の確認が、今後、必要となってまいります。なお、学校のきまりといたしまして、校庭の一部に児童が遊べないエリアがあります。

続きまして、資料3-1「枚方市放課後子ども教室モデル事業 こども教室 利用のてびき」をご覧くださいませでしょうか。

本事業の名称について、ここでは「こども教室」と称しております。配付する際には、実施時間や指定専用室など、学校別に作成いたしますが、本資料は汎用版となっております。放課後子ども教室モデル事業「こども教室」に登録いただいた保護者が実際に利用する際のてびきとしてご確認いただける資料となるよう作成いたしました。また、学校で開催する保護者向けの説明会での配付も予定しております。

おそれ入りますが、資料の4ページをお開きいただけますでしょうか。

「9. 登録について」として、登録の手続きを記載させていただいております。5ページ、「10. 参加方法について」として、実際の参加方法について記載をしております。

その日の「こども教室」に参加するためには、「出席カード」に保護者の押印もしくはサインによる参加の承認を要件としております。また、「出席カード」で、その児童が留守家庭児童会室の入室児童であるかどうかを確認することができるようにするとともに、「こども教室」に参加する当日の他

の放課後の事業とのかかわりについても、保護者と運営スタッフが共有できるようにしたいと考えております。

なお、「こども教室」の専用連絡先につきましては、仕様書では「実施校ごとに携帯電話等の専用連絡先を確保すること」としてありますが、電話応対中、子どもを見ることができないため、リスク回避の観点から本部で集中して受け、適時、実施校の統括責任者の携帯電話にメール配信等により連絡する、いわゆるコールセンター的な方式の提案を受託事業者より受けたところで、現在、その方向で検討を進めております。

放課後子ども教室モデル事業「こども教室」につきまして、問い合わせが学校に集中することが危惧されておりますが、この点につきましては、このたびきにおいても、学校で開催する説明会においても、保護者への確実な周知に努めていきたいと考えております。

続きまして、資料3-2「枚方市放課後子ども教室モデル事業 こども教室 利用のてびき【概要版】」をご覧くださいませでしょうか。

第1クールの開始日までの日数も非常に限られております。各実施校におきましては、来週早々にも、この「枚方市放課後子ども教室モデル事業 こども教室 利用のてびき【概要版】」と「放課後子ども教室モデル事業登録申込書」を配付し、事業の周知に努めるとともに、登録手続きを推進していきたいと考えております。なお、この資料は3-1「枚方市放課後子ども教室モデル事業 こども教室 利用のてびき」から抜粋したものとなっております。

続きまして、資料の3-3「枚方市放課後子ども教室モデル事業 こども教室のご案内【児童用】」になりますが、こちらをご覧くださいませでしょうか。

これは、児童に読んでいただくことを想定して作成いたしました。放課後子ども教室モデル事業について、参加の手続きやお約束など、児童の理解を促したいと考えております。

最後になりますが、受託事業者とは5月30日付で契約を締結し、現在、協議を始めているところですが、他自治体におきましても、放課後の活動や学童保育の業務を受託していることから、各学校事情というのがあることは理解されており、各実施校の方針や実情を踏まえて事業を実施していきたいとの考えでございました。また、この後、開催を予定しております保護者向け説明会にも同席していただきます。

第2クールでは、体験活動等の教室を実施いただきますが、その意向等調査も早速に実施を予定してござっております。

放課後子ども教室モデル事業について、説明は以上でございませ。

大西会長

ありがとうございました。放課後子ども教室モデル事業は委託実施となります。委員の皆様からのご意見を反映し、実施していただきたいと考えますが、ただいまの説明に関する質問や、事務局が作成したてびきやちらしの内容などについて、何かご意見・ご質問等がありましたら、よろしくお願いを

したいと思います。いかがでしょう。

ないようでしたら、私からいいですか。

質問ですが、これは、当該地域にいる児童が対象ということになるわけで、この概要版のてびきの配付先はどちらにされる予定でしょうか。

事務局

てびきの概要版は、当該小学校の全児童への配付をお願いしたいと思っております。今、会長がおっしゃってくださった、当該校区に居住する、私立の学校であるとか、特別支援学校に通学されているお子さまにつきましては、市のホームページ等に、このてびきのデータを掲載させていただきますが、それとあわせて、当該小学校の掲示板等への掲示をしていきたいと考えております。個別に配付というのは難しいところもございますので、そういう形での対応を進めていきたいと考えております。

大西会長

その私立の学校というのは、ある程度、絞ることはできるのでしょうか。かなり遠方へ通学している児童がいるとすれば、そこへも配付するということですか。

事務局

私立の学校へ配付は考えておりません。

大西会長

ということは、ホームページへの掲載のみですか。

事務局

ホームページと、例えば、このモデル事業実施4小学校の掲示板への掲載です。小学校の校門のところに掲示板がございまして、枚方子どもいきいき広場事業の案内などは、その掲示板に掲載をいただいている学校もあると聞いておりますので、同じような形で掲示板に掲載していただくのと、個別にお届けするのは難しいですが、校区コミュニティ協議会であるとか、地域の方々への周知も行っていく中で、対象となるお子さまがおられましたら、ホームページに載っているよとか、市役所に言ったら送付してもらえよとか、何かそういう形での周知にご協力いただけたらと考えています。

大西会長

わかりました。対象校だけでされるとなると、結局、そういう人たちへの周知が非常に困難になってくるので、何らかの方法で連絡がつくような形といただけますか、周知できるような形を模索していただけたらと思います。

多分、いっぱいあると思いますが、どうでしょうか。はい、代田委員。

代田委員

代田です。よろしくお願いいたします。聞き落した分だと思うのですが、資料2の2ページ、配置図、平面図のところですけども、指定専用室が、つまり、この放課後子ども教室モデル事業に参加する子どもたちの受付業務を行うお部屋のことだと認識しておりますが、それが留守家庭児童会のお部屋を、ということですが、これはそもそも留守家庭児童会がお使いになられている教室を、転用というか、その時間だけ受付業務に充てるという理解でよろしいでしょうか。それと、下のもうちょっと大きな学校全体の平面図の留守家庭児童会室というものと、この留守家庭児童会のお部屋との関係がちょっとわからなかったもので、教えていただけたらなと思います。

大西会長

事務局、どうぞ。

事務局

この管理棟3階の部屋ですが、「留守家庭児童会」という名称で資料に表示されていますが、現在、留守家庭児童会室としては使われておりません。

過去に留守家庭児童会室として使われていた教室で、カーペットが敷いてあり、すぐに使えるような形の部屋とご理解いただけたらと思います。この小学校の留守家庭児童会室につきまして、校庭にある専用室が建替えにより収容人数が増えたので、管理棟の余裕教室である「留守家庭児童会」という名称のお部屋を使わなくてよくなっていると。ただ、これから増えてくる可能性もあるので、普通教室に戻すというのではなく、そのまま置いてくださっている、その教室を、今年度、お借りすることができたというものです。

代田委員

では、余裕教室以外の専用の建物が確保できて、そこで賄えるので、今、実際ここは使用していないが置いてある、ということですね。わかりました。ありがとうございます。よくわかりました。

大西会長

ほかに。

代田委員

続けてよろしいでしょうか。

やはり、少し懸念というか、子どもの出席というか、「出席カード」についてなんですけれども、この「出席カード」で全ての子どもを監視するというわけではない、そういう趣旨では全くないのですが、いろんなことが起こり得るのではないかと、ということが想定されます。例えば、この流れの中に乗っかってこない事態というのは、どういうふうに想定していたりするかなとか思っていたりします。「出席するで。」と言っていたのに、急に出席しなくなくなって、行方がわからなくなったとか、そのまま留守家庭児童会室に来てしまったということもあり得るかなと思うのですが、そのあたりは、放課後子ども教室モデル事業のスタッフと保護者の方、もしくは、放課後子ども教室モデル事業のスタッフと留守家庭児童会室のスタッフの間の連絡については、例えばどのように想定されているのかというのを教えていただきたいのですが。

大西会長

どうでしょう。事務局、お願いします。

事務局

いろいろなケースが想定されると考えています。今、例で挙げてくださったように、保護者は、承認印・確認印を押して、子どもに行っておいでねと言っているのに、子どもは行かずに帰ってしまったと。実は、これは把握する術がないと思われまますので、前日、もしくは当日に、今日は行っておいでねということをご家庭できっちり確認してほしいなと考えています。これは、先ほどのパターンで申しますと、通常はそのまま家に帰るけれども、放課後子ども教室モデル事業があるときは、放課後子ども教室モデル事業に行ってから帰るパターンの子どものさんということになるかと思えます。

留守家庭児童会室に行っているお子さんの場合、留守家庭児童会室の出欠については、留守家庭児童会室に確実に伝えていただきたいと申し上げていこうと思っております。「放課後子ども教室モデル事業に行ってから留守家庭児童会室においでよ。」というお子さんが、放課後子ども教室モデル事業に行かずに留守家庭児童会室に行った場合は、留守家庭児童会室のスタッフのほうで「出席カード」を確認してもらって、「今日は行くことになっているのと違う？」という形で声かけをしてもらって、放課後子ども教室モデル

事業に行くということはあるのかなと思っています。

ただ、例えば、帰宅時間の4時半より早く帰るという帰宅時刻を指定している子が帰るときについていってしまって、そのときに「出席カード」を持って帰らずに帰ってしまった。この場合については、放課後子ども教室モデル事業の中では、まだここにいることになっているのに姿が見えない、という事態も想定されますが、今、校門は鍵が閉まっていますので、「あなた、この時間に帰る子と違うのでは？」「『出席カード』を持っていないのと違う？」という形で、そういった子どもをつなぎとめることができるのではないかと思われそうですが、さまざまな想定をしながら、「こども教室」の運営スタッフとともに、それぞれの状況について確認をしていかないといけないと考えているところでございます。

大西会長
代田委員

いかがでしょう。よろしいですか。

では、一定時間までは、基本的には子どもの自由裁量で帰ることはできない、という理解でよろしいですか。ちょっと、ごめんなさい。言葉を選ばずに言いましたけど、いったん、放課後子ども教室モデル事業に参加したら、一定の時間が来るまでは帰ってはいけないということですね。わかりました。

あと、留守家庭児童会室のところかというと、「今日は行きたくないから、直接来ちゃった。」と言われると、留守家庭児童会室の支援員さん、非常にジレンマを感じられるのではないかなと思いますので、そこらへんは、先生によってもご対応は変わるかと思いますが、「何、言ってんの。こども教室に行きなさい。」とするのか、今日は行きたくないということを加味しながら、適切な連絡をとるのか、というあたりについても、放課後子ども教室モデル事業だけではなくて、留守家庭児童会室の職員さんとの協力体制というか、打ち合わせがあるだろうなと思いました。ちょっと感想も含めてですが。

事務局

今、いただいたお話は、本当に大事なところだと思います。例えば、家に帰るお子さんであれば、「今日、行こうと思っていたけれども、身体もちょっとしんどいかな。」ということで、家に帰るという選択はできるけれども、留守家庭児童会室の子どもさんの場合については、家に帰ることはできないので、子どもがどの程度言えるかわからないですが、留守家庭児童会室に「今日、ちょっとしんどいわ。」と持ってきた訴えを受け止めてもらえるような体制を先生方と確認していきたいなと考えております。

大西会長
植田委員

ほか、いかがでしょう。どうぞ。

土曜日の活動に関してなんですけれども、以前も質問させていただいた中で、土曜日については、今、まだクエスチョンマークというような形であったと思うのですが、今回、この示していただいている資料の中で、土曜日は午前または午後を実施する、と示されております。教育委員会のほうで実施日時及び内容は調整、確保となっておりますので、これを決定する場合に、どんな形で、学校の、いわゆる枚方子どもいきいき広場事業の情報を得られ

て、午前、午後のどちらにやるかという調整されるのかということと、その場合に、枚方子どもいきいき広場事業と重ねていかれるのかどうか。モデル事業だから、それも必要かもしれませんが、実際の運営をする場合には、かなりいろいろぶつかることが出てくるかと思います。

ちなみに、僕も、今日、これ、やっと手に入れたところですが、6月の場合でしたら、18日からスタートということですが、23日の土曜日ですと、津田小学校と樟葉北小学校が枚方子どもいきいき広場を実施されます。あとの2校はありません。それから、30日の土曜日ですと、津田小学校が実施されて、あと3校はありません。重なるところと重ならないところが出てくるかと思います。例えば、この3校だったら、午後に実施されるのか。あるいは、重ねて行って、データをとるためにされるのか。そこらへんをどのようにお考えなのかということと、その連絡については、この資料を見させていただいたら、「こども教室だより」で行うとされていますけれども、今回、18日から実施ということで、時間的に間に合うのかどうかということ、その部分です。

それから、今、6月の予定しか私どもも手に入っていないんですけれども、7月の枚方子どもいきいき広場の予定については、また7月ギリギリにしか出てきません。今回も、子ども青少年政策課がまとめるにあたっては、おとといに最終の学校の予定がわかったということですので、ギリギリにしか、枚方子どもいきいき広場の予定は出てこないかと思っています。教育委員会として、どのようにしてその情報を手に入れていただけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

いかがでしょう。

先ほども少し説明させていただきましたが、契約の締結が5月30日ということで、枚方子どもいきいき広場事業の代表の方とまだ接触ができていないのが現状です。枚方子どもいきいき広場事業が実施されている土曜日に、「こども教室」を実施するのかどうかについては、枚方子どもいきいき広場事業の代表の方のご意見等を十分にお伺いしながら決定していきたいと考えております。最大実施日数の中で、全て実施しないという選択も、全て実施するという選択もあろうかと思いますが、そのところは、それぞれの校区の枚方子どもいきいき広場事業の代表の方のご意見等をお伺いしながら決定していきたいと考えております。

あわせて、枚方子どもいきいき広場事業を実施していないときは、多くは、学校の開放委員会等で調整して、サッカーであったり、野球であったり、他のサークル活動に運動場を開放しているという状況もあろうかと思っておりますので、「こども教室」を土曜日に開催したときに、はたして自由遊びができるのかということもあります。もしくは、どこかの部屋を借りて、プログラムであれば実施できるという可能性もありますので、枚方子どもいきいき広場事業の代表の方と意見交換等をしながら調整していきたいと思っております。

大西会長
事務局

6月の予定については、来週早々にでも、事業者から案内をいただくことになっていますが、月曜日から金曜日までの予定しか、今は組めない状況です。7月についても、仕様では、前月10日までに翌月の予定を提出することとさせてもらっておりますので、あわせて7月分の予定についても計画を出してもらうよう業者をお願いはしていますが、土曜日の実施については、これから、調整させていただきたいと思っています。

また、三季休業中、午前か午後か、もしくはしないのかということや、休業前の1週間ぐらいに、短縮授業というのがございまして、いわゆる学校の終業時間が早いときがあります。事業者とは、開始を早めてもらうという形で調整させてもらっておりますが、実際、会場をどのように使えるかというのは、これから調整が必要となりますので、これから詰めていかないといけない課題として残っているところでございます。

大西会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

前回の審議会のときに、既存の枚方子どもいきいき広場事業とか、そういうような活動をやっているところでは、機会の均等化ということで、事前に、先にやっていращやるいろんな事業を優先していただいて、私たちのほうは、これを、という形で無理にしてやらないと。いわゆる、市民、子どもたちにとって平等の環境を提供するというので、私たち自身がいろいろなところで調整を果たしていくということを合意したと思いますので、そのあたりのところを基本に置きながら、調整をお願いしたいと思います。

ほか、ございませんか。どうぞ。

植田委員

ちょっと今のは違いますが、先ほどいただいた資料3-1「放課後子ども教室モデル事業 こども教室 利用のてびき」の中の9ページあたりになるんですけども、非常時についてここに書いていただいています。その中で、風水害、台風接近などの場合について説明があるのですが、その④を見てみますと、「『〇〇小 こども教室』開催中に、急な大雨、洪水等の『警報』が発令され、早く帰宅させた方が安全であると判断した場合」とありますが、大雨、洪水等の警報が出た場合には中止であると。あるいは、ここに暴風は入っていませんが、台風が近づいて、台風が来たときには、その前の①～③で、台風が来た、あるいは接近したときのことが書かれていますが、事前にいただいた資料を読んでいる中では、いわゆる学校のつくっておられるルールに従って、という形で書かれていると思います。学校の中には大雨、洪水等というのはおそらく入っていなかったと思います。台風の一応の基準は、暴風警報の、あるいは、特別警報及び暴風警報になっていきますので、そこらへんとの整合性があるかと思います。もう1つは何だったか。すみません、今、1つそれだけ。

大西会長

また、思い出したら、後で追加してください。まず、その大雨、洪水等の件ですけど、どうでしょうか。

木村代理

暴風によって学校が休業になるというのは、それぞれの学校の教育計画に書かれておりますので、こちらの大雨、洪水等は削除させていただきたいと

思います。ただ、学校で、またいろんな判断が出るとお思いますので、それには従っていくということで考えていきたいとお思います。

大西会長
植田委員

ということは、学校の基準に準拠するということですね。

あわせて、同じように学校の基準に準拠するのでしたら、地震の場合、樟葉北小学校の場合には、震度5弱の場合については云々といった記載があると思うんです。他の3校については、地震の記載はございません。それから、枚方子どもいきいき広場事業の場合については、震度4の地震が発生した場合は中止すると、代表者会議で説明されています。だから、ちょっとそこらへんがずれるんですけども、樟葉北小学校の場合には、あくまでも、その当該学校だけの基準とされていますので、もう4でも5弱でもほとんど似たようなものですが、それぐらいの地震があった場合に、というふうになるかとお思います。ただ、地震のときの対応がどこかにあったと思うんですけども、そこらへんについては、はっきりと保護者にわかるようにしておいたほうがいいのではないかなとお思いますけれども。

大西会長
代田委員

そうしたら、保護者に対しても、十分理解を得られるような表記の仕方というのをちょっとお考えいただきたいとお思います。

それに関連してですけれども、今、ご発言を聞きながら、この実施モデルの中で、ある学年は授業を受けている。その時間帯に、ある学年がこの放課後子ども教室モデル事業に参加している。そのうちの何人かは放課後子ども教室モデル事業に参加せずに、留守家庭児童会室に行っているかもしれない。それが、同一の学校の敷地内で、今、最大マックス3つぐらいの事業が行われているのかなと。ただ、そのときに、小学校の授業を受けている子どもたちへの指示と、それら以外の子どもたちへの指示というのが、違いがあったりした場合、非常に混乱するとお思います。これが、全然違う敷地内であるならば、それぞれの指示系統が走ったらいいとお思います。災害に関する非常時の指示系統で、同一の小学校の中で行っている場合というのは、一本化したほうがいいのではないかなという印象を受けました。あわせて、その指示系統が平日授業時ですと、学校の先生方の指示系統が走ると思うのですけれども、例えば土曜日や夏休み、通常の学校ではないところから、どのように指示が出るのか、それは事業受託者の判断によるのかということについても、少し整理があるのかなと感じました。すみません、ちょっと乗った形での発言になりましたが、以上です。

大西会長
事務局

そういうところは、どうですか。

いろいろとご指摘ありがとうございます。今、学校がつくっているさまざまな災害対策についてのマニュアル、それに準ずる形が基本となりますので、授業を行っている5時間目が終わって、6時間目、他の学年が授業を行っているときというのは、その間に放課後のほかの活動に参加している者も、そこに準ずる形で合わせることになり、基本的に学校のルールに従うということになってきます。ただ、今、植田委員からございましたように、土曜日については、別途ルールを定めている場合もあろうかとお思います。より

安全確保ができる形に、より厳しい形といいますか、そういう形におそらくなっている部分があるのかと思いますが、枚方子どもいきいき広場事業の例も参考にさせてもらいながら、学校の地形等もございますので、それらも踏まえながら、情報収集していきたいと思っています。

実物は確認できておりませんが、受託事業者が作成している、いわゆる汎用の危機管理マニュアルというのがあると。そこに、これから実施する学校のルールを、それが基本であるという形を載せながら、指示系統などを整理していきたいと言っておりましたので、そこも確認をしていきながら、きっちりと連絡、通達ができる方法を確保していきたいと考えております。

大西会長

お願いします。先ほど代田委員からも出ましたように、1つのエリアでいくつもの指示がバラバラに動くのではなくて、1つの方針といいますか、1つのルールに従ってできるような形をまず模索してもらおうと。会社独自でいろいろつくられていると思いますが、それが大きく乖離していると、やはり子どもが混乱するということにもなりますので、そのあたりを検討していただきたいと思います。

ほか、いかがでしょう。すみません、なければ1つ。1つだけではなくて、2つ、3つ言うかもしれませんけど。

この資料2の事業イメージ図というのは、事業を実施する側からの1つのパターンで、先ほど代田委員からありましたように、授業が終わった後、留守家庭児童会室に行くというパターンもありますよね。そういうことを考えていきますと、これは全部、放課後子ども教室モデル事業がはさまっている場合しか記載がないわけです。そうすると、ちょっとわかりにくいので、子ども主体で、子どもが学校でどういう動きをするかということの図がもう1つあって、それを書いてもらわないと、このイメージ図だけでは、子どもの動向というのがわからないところが出てきます。そういう点が1つあるのと、それから、それぞれの縦線で引いてあるところのつなぎ目のあたりを、どう円滑にしていこうかということを考えないといけませんので、そのところを明確にさせていただいて、そのつなぎ方、次へ渡していくつなぎ方を具体的にイメージができるような方策を打ち出していきたいと思います。

それと、非常に簡単なことですがけれども、この資料3-1の案として出ています枚方市放課後子ども教室モデル事業と、それから、「〇〇小 子ども教室 利用のてびき」となっていますが、モデル事業の方は子どもの「子」を使っていますけど、下は、ひらがなの「こ」になるんですか。同じように使っておかないと、違うものというイメージを持ってしまわないかなと思うのですが。漢字の「子」で書いたほうがいいかな。子どもだからわかりやすいようにしているということであるとするならば、第3の質問ですけれども、子どもに対して渡すちらしです。ハッキリ言って、これ、小学校1年は、全くわかりません。ふりがなを振ったらいいいというものではなくて、実施、活用、体験、参加の受付、指定の教室、活動場所、運営スタッフ、事前の登録、確認、材料費…、これらの言葉は絶対に1年生にはわかりません。

そうすると、このあたりのところをもっとかみ砕いて、わかりやすい言葉を使って、子どもに理解させるということが大事だと思います。それと、ここに絵が入っています。これ、ヒントになっていいのですが、関係のない絵しか入っていませんよね。そうではなくて、必要な、カードだったらカードとか、そういうものをここへ出して、子どもに、その図だけを見ただけでもわかるようにつくってもらわないと、子どもの説明版にはなりません。これを18日に配るということですから、早急に変えてもらわないと、大変なことになる、ということになります。

事務局

来週早々にでも修正します。

大西会長

配るんですね。開始だから。これでは説明できないです。

後閑委員

これ、1年生も見るのですか。

大西会長

ですよね。

事務局

ご指摘のとおりかと思います。ふりがながあって、理解してもらえる内容になっているかなと思っていましたが、4年生ぐらいでもわからないかもしれません。もっと絵があって、何をするかというのが図示されているような形がよいというのは、まさにご指摘のとおりだと思います。保護者版のほうから、必要な文言を持ってきて、そこにふりがなを振る形でつくらせてもらっていて、申し訳ありません、早急にわかりやすい内容につくりかえてまいりたいと思います。はじめての事業なので、確かに子どもさんにはなかなか理解はしにくいと思います。保護者の方が理解してくれて、それを伝えてもらうような流れに実際にはなるのかなと思うのですが、やはり、自分で見て、自分で行きたいなと思ってもらえたらよいと思いますので、子どもたちが自分で選択できるというような形の資料にしていきたいと思います。

大西会長

1年生がわかるような資料をつくれれば、絶対4年生、5年生は理解しますから、1年生がわかるという、1年生で出てくる漢字、それから、文言、言葉を中心に、これをつくっていただかないといけないと思います。それでいうと子どもの「子」くらいは入れてもいいと思います。すみません、ちょっとそういうように感じましたので、早急にこれを変えていただかないといけないかなと思います。

事務局

平仮名のこどもと書かせてもらった「こども教室」については、この審議会の中でも何度かご指摘があったかと思いますが、本来、呼び名というか愛称というか、事業名をつくっておけばよかったなというのがありますが、それが無い中で、モデル事業について説明する際に、「放課後子ども教室」としてしまうと、もう決まったものができたのかなとなってしまいます。今年度、平成30年度はモデルとしてやるんですよ、ということで「放課後子ども教室モデル事業」と表記していますと、あまりに長過ぎますので、あえて、ちょっと違うものにしようかなという意図で平仮名を使わせてもらって「こども教室」としたところですが、審議会からご指摘があったということで、「放課後子ども教室モデル事業」の「子ども教室」の部分を切りとったという形で、子が漢字の「子ども教室」に整理をさせてもらってもよろし

いでしょうか。

大西会長
荒木委員

どうでしょう。どう思いますか。

僕が保護者でこれを受けとったときに、子どもには説明できないです。自分が理解できたとしても、これだけ全てのことを子どもには多分説明できなくて、何時から、学校が終わってから行きなさいよ、「出席カード」は絶対持っていきなさいよ、終わったら、留守家庭児童会室のほうに行きなさいよという、ピンポイントでしか、多分、伝えられないと思います。子どもにもし伝えたいと思うのであったら、僕は、その要所、要所だけでいいかなと思います。保護者さんも、多分、保護者用の資料は全部目を通さないであろうとっていて、申しわけないですけど、流れとしては多分、全てに目を通される保護者さんが数名いらっしやって、そこから口伝いに、「こんなあるよ」、「こんなあるよ」と、最初は多分パラパラでいいと思いますが、だんだん広がっていくイメージのほうができるかなと僕は思います。結局、説明する側としては、僕は多分、説明できないですね。すみません。

事務局

先ほど、会長がおっしゃってくださったように、子どもがどう動くかという形で絵になればもっとわかりやすくなるのかなと思います。学校が終わりました、ランドセルを指定専用室に置きます、そこでそのまま校庭で遊ぶか、宿題をやってもいいですよ、留守家庭児童会室に行く子はそれが終わったら留守家庭児童会室に行きなさいね、留守家庭児童会室に行かない子は「出席カード」をもらっておうちに帰りなさいよと。そういう流れが子どもたちに伝わるようなものが必要であるのかと思います。そのキーは「出席カード」で、ちゃんと「出席カード」を出して、「出席カード」をもらって帰るんだよ、「出席カード」にははんこがないと参加できないんだよと、「出席カード」というものを軸にしながら伝えることができたらいいいのかなと、すみません、今、お話を聞かせてもらいながら、改めて思っているところです。そういう形で、子ども向けの、1年生にもわかるような資料に早急に修正させていただきたいと思います。

大西会長

もう1つですけれども、そのときにお約束がありますよね。このお約束のところは、何々しないとか、けがのないように気をつけるとか、否定を書かないようにしてもらいたいなと思います。体の調子がよくないとか、そういうときでなくて、熱があるときとか、そのプラス要因というか、何をすることということがわかるようにしていただきたい。何々したらダメ、何々したらダメと規制ばかりしてしまいますと、一体、何をしたらいいのかと。子どもはわかりませんので、もっとここを絞って、肯定的なというか、ニュートラルな感じで書いていけるような言葉、文言を使うようにしてもらえたらと思います。

事務局

ありがとうございます。確かに、何か、するな、するなになっていると思います。

大西会長
事務局

それなら、行くな、行くなになってしまいます。

そのあたりのところを修正させていただきたいと思います。

大西会長 代田委員	<p>ほか、どうでしょうか。</p> <p>ちょっと根本的なところで、「出席カード」のことですが、いまいち仕組みがわかっていないのですが、登録をすると、登録決定通知とともに、「出席カード」が送られてきます、ということだと思っんです。多分、いろんな手段で送られてくるのだろうなと思っながら、この日、参加を希望しますということが、保護者の方がどこかに記載して、捺印もしくはサインをすることで、スタッフに伝えたいことがある場合には、余白に記載することで、読んでいると、この1つの「出席カード」が、この放課後子ども教室モデル事業の期間内に、例えば、昔懐かしいラジオ体操に行ったら、スタンプを押してもらえようなカードのイメージでいくのか、毎回の参加ごとにカードが更新される、新しいものになるのかというのが、ちょっとよくわからなくて、これはどのようになっているのでしょうか。裏面があるということでしょうか。</p>
事務局	<p>資料3-1「放課後子ども教室モデル事業 こども教室 利用のてびき」の5ページに表面を掲載させていただいておりますが、その「出席カード」の裏面に、日付を書く欄があって、いつもより早く帰る場合には退室時間の欄に時間を書いてもらって、保護者のサインもしくは印を押してもらうところがあって、その日、放課後自習教室に行くのか、留守家庭児童会室に行くのかということ、その子の可能性の中で丸をつけてもらう形になっております。</p>
代田委員 事務局	<p>事前に送付いただいていた資料の中には、様式6号があります。 そこから若干内容が変わっています。</p>
大西会長	<p>もし、「出席カード」をどこかで紛失してしまった、保護者の方が書いていたにしても、紛失してしまって、でも行きたいとなった場合はどうなるのですか。</p>
事務局	<p>基本的には、「出席カード」で保護者に印もしくはサインで確認をしてもらっていることを確認して出席してもらうことになるので、出席はできないという形、お断りをしないとイケないと考えています。その運用をどこまで柔軟に対応するかというのがありますが、基本的には、「出席カード」をなくした場合とか、「出席カード」を持ってくるのを忘れた場合は、出席ができませんということになります。留守家庭児童会室であれば、おそらく保護者のほうに連絡をしてもらって、「今日、来ているけど、いいのかな」といった形で確認をとっていただくことができると思いますが、そういう形ではないので、特に、スタート時は厳格にしていけないのではないかと考えております。</p>
横山委員	<p>もし、親は行くと思っっていて、子どもは「出席カード」をなくした場合、親はこの時間までは学校にいてると思っっているんで、例えば出かけていたる、鍵をかけて出かけているというケースもあり得ますよね。そういうとき、こちらは子どもを帰しますが、親は、もう行っているから、5時ですかね、4時半ですかねと思って出かけています。そういうとき、どうなる</p>

のかなと。お話を伺っていて、今、ふっと、一番怖いかなというか、宙ぶらりんになっている子どもさんが。

大西会長

もし、お断りになるのだったら、その親御さん向けに、例えばメールで、電話はなかなか難しいと思うので、メールなんかで来ていますけど、いいですか、というようなことを送るようなシステムというのはいないんですか。「出席カード」がない場合、そういう確認をとるといことはどうですか。

事務局

ケース・バイ・ケースの対応について、これから突き詰めていかないといけないものもあろうかと思いますが、留守家庭児童会室、学童保育事業とはまた違う形なので、その日は行くよ、という形で承認をもらって参加する、そうでなければ参加できませんよ、ということを事前にお知らせをして、そういう仕組みでつくっていきたいと思っています。放課後自習教室について、学校によっていろいろな対応がありますが、登録していたら、行きたいときに行ってもいい学校もあれば、登録している子は来るのが前提で、休むときには連絡をしないといけないという学校もあったり、その取り扱いも学校によって違うということもあります。この放課後子ども教室のモデル事業を始めるに当たって、出席することが前提という形で登録してもらうのであれば、欠席のご報告もいるのかなと思います。そうではなくて、まずは登録いただき、今日、行っておいでという形で、夏休み期間中のプール開放もおそらくそういう形かと思うのですが、そのカードを持っていかないと入れないという形になっている。

横山委員

プール開放は、プールへ行きますとあって、絶対カードを持っていきますよね。でも、学校へ行って、そこで、「あ、ない」ということに気がつくお子さんもいるのではないのでしょうか。それと、その「出席カード」ですが、この「出席カード」の大きさとか厚さとか、ペラペラではないことを予定しておられますよね。

事務局

現在、特厚の色上室紙で三ツ折した状態のものを予定しております。

横山委員

雨も降るだろうし、何かいろんなことを考えてしまうので、全面的に「出席カード」をつくるのであれば、そこにもちょっと力を入れるような形をとったほうがいいのかと思うのですが。

中口委員

家に「出席カード」を忘れてきたと思って、取りに帰って、また行くというのはできないんですか。

事務局

基本的に、学校の終業終了後、そのまま参加していただくという形になるので、一回家に帰ったら、基本的には参加できないこととなります。

中口委員

一回帰ったら、もう自宅へ帰ったということになるのですね。

事務局

学校によって、今までと同じような形の校庭開放の仕組みは継続してほしいと希望されているところがありますので、一旦家に帰ってから遊びに来る児童を受け入れている学校もございが、放課後子ども教室モデル事業への参加については、その場合には難しくなるということになります。

荒木委員

もともと、そういうことがやっぱりメリットですものね。この事業のお子さん、留守家庭児童会室のお子さんと、一回帰って遊びに来るお子さんが一

緒に遊べる場をつくるというのが、多分、もともとのコンセプトだと思うので、根本に立ち返ってしまいますが、入れないよと言ってしまった時点で、そこからちょっと逸脱してしまうのかなと思います。

藤原委員

「出席カード」のシステム自体が何かルールがいまいち見えなくて、これがすごく面倒くさいようになってしまっているのかなと。

荒木委員

わかります。僕、今、留守家庭児童会室に子どもを3人預けているんですけども、帰る時間を毎日書かないとダメで、これが非常に面倒くさい。大体もう決まっている。5時半とか6時で帰ってきなさいよ、というのが決まっていれば先生にお伝えできますが、今日は残業でちょっと遅くなるとか、そういうのが、結構、日によって変わるので、今日は5時半に帰してください、今日は6時に帰してください、僕が家に帰れるような時間帯で帰ってきなさいということを、留守家庭児童会室の先生たちに、毎回電話させてもらっています。だから、今日もずっと預けていますが、これが終わったら、何時頃に出してくださいというのを電話しないといけないので。それがもう1つ、これにも入るとなると、ここにも連絡事項を書かないとダメとなると、もういいかな、となると思います。

藤原委員

先に日付を書いて、全部にはんこを押してあってもいいんですか。僕が預けるとしたら、それをやりたい。うちは子どもを預けるにあたっては、子どもの自由度を尊重したいなと思うので、今のルールを聞いていたら、はじめの時点で、行かないという選択肢をとったら帰っていいというような認識があると思うんです、そのサインをしても。僕は、ここは預かってくれる施設ではなくて、遊び場の1つだと思っているので。その日、その日のノリで子どもの遊び場って変わるじゃないですか。だから、基本的に全部にサインしておいて、子どもがその日どこで遊びたいかという選択肢の1つとして与えてあげたいなと思うんです。でも、今の運用、このしっかり決まっていないルールだと、多分、その施設の担当の方の気持ちひとつで、「いや、これは毎日ちゃんと相談して、サインしてもらわないとダメ。」という人も現れると思うし、僕のスタンスを許してくれる人も現れると思うんです。でも、そこは、親と子どもにとって、それで大きく変わると思います。僕は、その厳しい担当さんがあらわれた瞬間、これには預けない。面倒くさいってになってしまうので。そのへんのちょっとしたことでも、結構、大事なところではないかなと思います。方針として、選択肢を生んであげてほしいなと思うんです。多分、そのはじめのところを、まず、行く、行かないを、このルールとして公的に許しているのかどうかという、そういうところも大事なのかなと。これを書いていて、行かないというパターンがあるかもしれないですよ。今、ここの会議の中では、話があったんですけど、それは本当にオッケーなのか。

荒木委員

先ほど言われていたみたいに、登録して、行く、行かないを子どもが選択できるのであったらいいのですが。それに、休みのときは欠席を報告しないといけないという手間が増えるとなると、多分、保護者からするとすごく大

変だと思います。

事務局

放課後自習教室の場合、登録した児童はみんな来るんだよと、来ないときには連絡してください、という学校もありました。連絡がない場合、留守家庭児童会室に行っている子だったら、留守家庭児童会室のほうに確認することも可能かもしれませんが。もともと、この事業そのものの求めるものは、子どもたちの豊かな放課後であったり、子どもたちの空間・時間・仲間、そして、遊び。そうしたものの確保ということであることからいうと、この「出席カード」で自分の行き場所を管理されるというのは適切な方法ではないのかなと思うところもあります。今、藤原委員がおっしゃってくださったように、親としては、例えば、全部、はんこを押しているから、行きたいのなら行ったらいいよと。本人がその日に考えるという選択肢を残すというのは、とても重要なポイントなのかなと思いましたが、最初から、全部、はんこを押すということが可、ということになってしまうと、その仕組みが成り立つのかどうかということがございます。そこのところは、すみません、審議会の委員の皆様のご意見も聞かせてもらいながら、これから、説明会等をやっていく中で、確定することができたらと思います。

代田委員

おそらく、今、この議論の焦点になってくるのが、子どもにとってのいわゆる自主性や、自由な活動の場所をどう保障していくのかということと、その中で、子どもの安全とか、安心というのをどのように確保してくるのかということから起こっているジレンマだと思うんです。それも含めて、もし、これをモデルとしてやるのであれば、先ほど自由裁量みたいな表現を使いましたが、子どもがその日に行く、行かないとか、途中からの参加等が困難だということの原因として、やっぱりそういう形態の事業には子どもはあまり参加しなかった、減ってきた、という結果が出るかもしれないですよ。だから、モデルですので、最初からどうしていくの、最初からまるっきりオープンなシステムで、やっぱりそれでは安全が担保できませんでしたよねというようなことでいくのか、こういう安全の面をかなりカッチリとしてしまっただけに、もしかすると、事業としては、そんなに展開しきれませんでしたねと。これを評価していく軸を考えていくきっかけになるのかなと思って、今の議論をちょっと聞いていました。

もう1つ、子どもの遊びの流動性というか、ダイナミズムにかかわって発言すると、この放課後子ども教室モデル事業で、友達、「おお、おったなあ。」と言って、「ちょっとうちに遊びに行こうぜ。」とか、「あの公園行こうぜ。」とか、「駄菓子屋行こうぜ。」というような出入りがある出会いの場所で、言うならば公園的な役割を果たすのであれば、そういう場所でなかったら、そもそもの安全・安心は確保できるけれど、もう一方の、その自主的な活動という点では、少し制限がかかるのかなと。自由でも自主的でもないではないかといったことが、子どもや保護者の中から聞こえてきそうな気がしますので、最初、このモデル事業としては、どういう枠組みでいくのかというのが、事務局からのご提案も含めて、もうちょっと緩めるのか、も

うちちょっとカチツとして結果を見るのか、という議論にしてみてもどうかと思いました。

大西会長

ありがとうございます。モデルとして、一度やってみるということになると思いますけれども、今後の展開というのは、代田委員の言われたように、ちょっと柔軟性を持って、今後、考えていくという視点を持ちつつ、一つ一つのシステムというか、それを検証していくという形で進めたらどうかと思うんですけれども。でも、やっぱり、3間で、遊びの場の提供ということになると、どうでしょうね。どっちからスタートすべきか、というのは、僕はある程度、見えてくるのではないかという気はするんですけどね。だから、さっき言ったみたいに、子どもをやっぱり信じるというのが前提になってくると思うんですけれども、それでは、なかなか事業としてはというようなこともあるので、僕はそういう印象を受けました。皆さん、どうでしょう。それか、学校ごとでやってみるというのもいいかもしれないし、何日かやるうちの何日はこういう形、何日はこういう形と、非常にしんどいですが、だんだん緩めていくと、「おー、来た来た。」という感じになるのか、だんだん絞っていくと、「あ、だんだん来なくなったな。」ということになっていくのか。モデルだから、いろいろ試してみたらいいと思うんですけれども。

荒木委員
事務局

厳しい月間、緩い月間、ですか。

藤原委員が質問してくださったように、子どもたちが行く、行かないについて、最終的には決めるんだよと。保護者が、子どもたちが決めるということ認めているんだよ、という形の承認印というのであるならば、その日、その日ということよりも、事前に押すのもありなのかなとも思います。のは、ただ、持ってこなかったときの参加というのは、ちょっとそれを緩めてしまうと、「ほんまは今日はあかんのに。今日は帰ってこないとあかん日やのに、そっちに行ってしまった。」ということがあったときに、責任は持てないかなというのがありますし、緩やかな親御さんに、より厳しい対応をしてしまうということは反対にあるかもしれません。

荒木委員

「出席カード」を忘れないように。絶対にランドセルに入れるような位置を決めてしまうとか。

横山委員

ランドセルにぶら下げておくとか。

荒木委員

連絡帳の中に絶対に入れるとか。

横山委員

そうですね。こうぶら下げて、ではないですけど、昔の連絡帳、今もあるんですかね。

荒木委員

あります。連絡袋の中に連絡帳とかプリントから全部入れているので、そこに一緒に入れるように、働きかける。

横山委員

そこに入れやすいような大きさを、これでしたら、A4でしょう。折るんですかね。

事務局

三ツ折を考えています。

横山委員

ちょっと難しいですよ。あけて開いたら、ぐちゃぐちゃになっているかも。難しいですね。

大西会長	毎回、毎回、先にはんこを押しておく、というのも手間がかかるので、一つポンと押したら、全て有効、ということにしたらどうでしょうか。
代田委員	いや、僕もそれでいいと思います。
荒木委員	あと、その日、行くか行かないかは、そのとき、子どもの気分ということに。
大西会長	そうならいいかなと思うのですが。
代田委員	例えば、同じ児童福祉施設で、児童厚生施設の児童館でいうと、登録制、大型の施設のような自由来館制ではなく、登録制の地域にある児童センター、児童館の話でいうと、同じように登録カードを持ってこないと入れてもらえないです。僕もそれはオフィシャルな対応かどうかわからないですけども、「今度、絶対持つといでや。」と言って、入れてもらえるケースがあったり、「あんたは続いているから、今日はもう取りに帰らんとダメです。」と言って、ものすごく叱られて、しょぼんとして、取りに帰って、その後、取りに帰ったのか、もうそのまま来なかったのかまではわからないけれども、自由来館制の遊び場保障というのは、従来そういう考え方だったと思うんです。だから、保護者の安全に関する意識でいうと、忘れたときは児童館に行っても入れてもらえないことがあるというのを含んで登録をされている。だから、これも同じような文脈でいくなれば、「出席カード」を忘れたときは、この子は入れてもらえないということを飲んで登録するという仕組みに制度設計するならば、そこらあたりの問題は一定、解消するかなと思います。ただ、そういう前提をのみ込むように、てびきを読み込むかどうかとなったら、先ほどご発言があったように、「え、そんなん知らなかった。」と言う方も出てくるかもしれませんが。
荒木委員	書いてあっても知らなかったとおっしゃっているから。
代田委員	制度設計の基本的な考え方というのは、それも含んで、保護者は登録まで、ただし「出席カード」を忘れた場合は入れることができないので、入ることができなかったということが起こりますよ、ということは、事前にアナウンスする必要があるかなと思います。
大西会長	逆に言うと、それが安全確保、安全管理ということになると思うので。
後閑委員	もう既に、こういうモデル事業をしているところって、あるのでしょうか。モデル事業というか、こういう子ども教室をしている市町村というのは、何かそういう事例というのはいないのですか。そういうところでは、この「出席カード」とか、何か参加のシステムというのは、どのようにしているとか、あるいは、こんな困ったことが起きた、なんていうことはあるのですか。
事務局	やはりいろいろやっておられるところがあって、枚方の中でも、土曜日に実施している枚方子どもいきいき広場事業というのは、まさに、この放課後子ども教室モデル事業の参考になるような取り組みの一つと言えるのではないかと思います。枚方子どもいきいき広場事業では、登録名簿のようなものがあって、基本的にそこの小学校に通学している子どもと、校区にいる私立

等の子どもたちも対象だと思いますが、枚方子どもいきいき広場に来て、名前を書いたら参加できるという形になっています。人数を制限するときには事前に申し込みをしてという形で、それは講座等と一緒にと思いますが、自由遊びの場合は、そういう名前を書いて参加、という形になっているかと思います。保護者の確認印がいるとか、そういうのではないですが、それは、学校からではなくて、家から行っているの、そういうことになるのかなど。今回は、学校から帰らずに、という形を考えていますので、学校の先生方への問い合わせとか、学校の先生方への負担軽減のこともあって、こういう仕組みを検討してきたという形です。保護者のほうも、行くことを確認している子が行くんだねということであれば、先生のほうでも、今日はどうなのかということが、「出席カード」を見たらわかると。そこまで確認してほしいとお願いするわけではないですけれども、例えば、1年生とかであれば、留守家庭児童会室に行っている子が、「今日は放課後子ども教室モデル事業の教室に行って、留守家庭児童会室に行くんだよね。」といったことが、「出席カード」を通してわかっていただけるかなど。ただ、それも、留守家庭児童会室に毎日行く、「子ども教室」に毎日行くというのが、1週間分まとめてはんこを押してあってはいけないのかと言われると、それもありませんかと思わなくはないのですが、そのところは大変難しいなと考えております。

荒木委員
事務局
代田委員

ベースはいけます。

事前に、という意味での事前が当日ではない、ということでしょうか。

今、事務局からご提案があったとおり、この放課後子ども教室モデル事業の最大の特徴というのは、子どもたちが学校から帰宅せずにそのまま行くということです。例えば、放課後子ども教室モデル事業にそのまま参加しているのか、参加せずに、もしかすると不測の事態に巻き込まれて家に帰っていないのかというのが、その瞬間、全くの空白になるというのは起こり得ます。そこらへんが留守家庭児童会室と全くと違うところで、留守家庭児童会室の場合は来ていなければ、必ず連絡をとって、その子の居場所というのは確認する。それも目的の1つの事業ですから、確認が必要になりますが、そのあたりをどう整理するのか。もしくは、そこは完全に切り離してしまうのか。どうしたらいいのかというのが、対案があって発言しているわけではないので、申しわけないですけれども。

後閑委員

そこらあたりは、私も、子どもの安全というのをどう確保するのか、だけど、自由度はどうしたらいいのかと、そのジレンマですよ。何が一番、子どもにとって幸せなんでしょうね。いい方法、ないですかね。

大西会長

行きたいときに行って、行きたくないときに行かないということを自由に言えるというのが、子どもにとっては一番いいと思う。

代田委員

腹が立ったら途中で帰る、ということも含めて。

大西会長

けんかしたら、「イヤや。」と言って帰れる。それを聞き逃して、嫌な子とずっといなさい、というのは、やっぱり酷ですからね。

事務局	<p>そこがある意味、学校施設を使うことのメリットでもあり、デメリットでもあるのかなと思います。公園だったら、行きたいときに行って、帰りたいときに帰る。例えば、児童館であっても、学校の外の児童館だったら、行きたいときに行って、帰りたいときに帰るというのも、保護者の責任のもとで、という形になるのかなというのがありますが、学校施設を使わせてもらう以上、何らかのルールはつくっていかないといけないと思います。</p> <p>また、留守家庭児童会室に行っている子どもたちというのは、この放課後子ども教室モデル事業に行かないとしても、選択肢としては、留守家庭児童会室に行くことになるので、そのあたりのところでは、先ほど藤原委員がおっしゃっていた、事前にはんこを押してあるというの、留守家庭児童会室に行っている子どもさんであったら、ある意味、システムとしてありなのかなとも思われます。行かなくても留守家庭児童会室には行く。放課後子ども教室モデル事業をスルーするかどうか、ということになるので、その日のリスクでいうと、学校からは出ていないということになるので、先ほども荒木委員がおっしゃったように、全て書かないといけないのかといたら、全て留守家庭児童会室に行く日であるなら、放課後子ども教室モデル事業の分は、あらかじめはんこを押しておいて、本人が希望したら行くというような形も可能かもしれません。親御さんがはんこを押していても、本人が放課後子ども教室モデル事業に行くことを希望しなくて留守家庭児童会室に行くことについては、仕組み的に、それはありと容認している形のスキームになっているのかなと思いますので。</p>
後閑委員 中口委員	<p>モデル事業、なんですからね。</p> <p>今、おっしゃっていたように、帰るのが自由ですけど、途中で何か友達ともめごとがあって、「俺、もう気に入らんから帰るわ。」となったときに、「出席カード」を持って帰ってしまう、その場合もほったらかしですか。</p>
事務局	<p>基本的に帰る時間は、保護者からの指定がない限り、終了時刻までいていただくということになっています。</p>
中口委員	<p>仲の悪い子でもずっといてないといけないということですか。それでしたら、さっきの言っていることと大分違いますからね。</p>
事務局	<p>外遊びで嫌だったら、室内のほうに行くということはあるかと。</p>
中口委員	<p>それと、学校によって、災害時の対応はそれぞれあると思うんですよ。高台にある学校だったら、水害はどうもないのでその場に置いておいたほうが安全だし、低いところだったら、水害だったらダメだし、地震等もそれぞれあると思うんです。それなら、学校の方針というか、きまりに沿って、子どもたちは動くのですか。</p>
事務局	<p>基本的には学校のルールに従う形になります。学校施設の中で、放課後子ども教室モデル事業しかやっていない時間帯というのは、基本的にはない形になろうかと思います。土曜日場合は別ですけども。留守家庭児童会室も、この事業を包含するような形で、その時間帯は実施していますので、留守家庭児童会室に合わせる形、学校の授業の時間帯と重なっているところは</p>

学校のルールに合わせる形になるかと思います。

中口委員

留守家庭児童会室にもルールがある。それでも、学校の授業時間中に仮に災害があつて、自宅へ帰りなさいということになった場合、その後、留守家庭児童会室に行きなさいということにはならないんですか。家に帰っても、お父さん、お母さんがいなかったら、留守家庭児童会室のほうが安全だから留守家庭児童会室に行きなさいという、学校はとりあえず閉める、という、そういうことはないのですか。

事務局

なかなか想定が難しいですけども。

荒木委員

多分、災害のときは留守家庭児童会室も閉まりますよね。学校施設内にいることはできない、留守家庭児童会室もやっていないので、多分そういう流れにはなりにくいのかなと思います。

事務局

大雨警報は学校ルールの中で帰宅させるということはないかなと思います。が、暴風警報の場合には、7時とか、11時とか、発生した時間によって、ルールが決まっているかと思います。そのルールに則って、学校が閉まるとか、学校が途中から始まるとか、そういうことがあるので、それに準じた形で、この放課後子ども教室モデル事業も展開される形になろうかと思いますが、放課後子ども教室モデル事業を実施している時間帯に警報が出たときというのが、一番、課題かと思います。例えば、ある時間帯で留守家庭児童会室が閉まるということがあると、その場合には、留守家庭児童会室のほうから対象の保護者に連絡することはあろうかと思いますが、この放課後子ども教室モデル事業の実施時間帯に、留守家庭児童会室に行っていない子たちをどうするのかということになります。

中口委員

留守家庭児童会室に行っていない子は、みんな自宅へ帰りなさいということで、帰宅させていますが、留守家庭児童会室に行っている子については、家に帰って、お父さん、お母さんがいないのであれば、それまでは留守家庭児童会室にいたほうが安全だから、留守家庭児童会室にいなさい、ということはないのですね、と聞いているんです。

事務局

受託事業者の危機管理マニュアルの中で、子どもたちを動かさないほうが妥当であると判断して、お迎えが来るまでそこで待つ、という方法は考えないといけないと言われていました。同じように、そのときに留守家庭児童会室の子がどれだけいるのかにもよるかと思いますが、留守家庭児童会室の支援員さんともそのあたりは連携を図りながら対応していく形にさせてもらおうと思います。

中口委員

狭山市でもやっていましたが、やっぱり、行政として、学校として、帰らせたのが正当なのか、間違っていたのかという部分を問われる時代であるから、そのあたりはやっぱり、どうかキチンとしたルールでやっておかないといけないのではないかと思います。

大西会長

そうですね。やっぱり、その場合、いろんな条件とか、いろんな状況が出てくると思いますので、月曜から金曜までの間は、他市についてもいろいろ学校も留守家庭児童会室もあるわけですから、そこと連動した形でするとい

うことで。土曜日に関しては、やっぱり、客観的な判断ができて、受託事業者の判断と、それから、もう1つは、やはり、行政の判断があわさって、1つ方針を出すということになると思うんです。そういうところでの対応ということで進んでいくしかないかなと思います。土曜日に関しては、そのところの担保をいかにするかということ。これは緊急時の対応ですから。

植田委員

参考になるかどうか。枚方子どもいきいき広場事業の場合、土曜日ですね、土曜日の場合、我々、私もですけど、アドバイザーが巡回しております。そのアドバイザーが、市役所から貸与された携帯を一つ持っています。その携帯は、全部の団体に番号をお知らせしています。何か事件があった場合については、その携帯に連絡していただくと。もちろん、市役所には人がいないですけど、そっちへ連絡すると。そのアドバイザーは、その携帯に連絡が入ると、自分で判断できる場合についてはお返しするし、ダメな場合は上司に連絡するという形をとっています。それで、上司の判断によって動くという形をとります。

大西会長

いろんなことが想定されないといけないということになりますと、一つ一つの事案に対して対応していくという、非常に具体的で詳細なことになってくると思うので、それは、その場のいろいろな、今、教えていただいたようなシステムを入れながら、検討していくということは大事であると思うので、検討をお願いします。

事務局

ありがとうございます。受託事業者には、仕様の中で緊急時の対応ということについてのマニュアルの提出を求めています。参考のマニュアルはご覧いただいておりますが、提出されましたら、そちらのほうも見ていただくことを考えております。また、見ていただきながら、ご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大西会長

ほか、よろしいでしょうか。

植田委員

前から気になっていた、利用のてびきの12ページのQ&AのQ3のところで、「通学している小学校以外のこども教室に参加できますか。」のアンサーで、「通学している小学校以外のこども教室には参加できません。」とあります。この内容ですと、指定学区以外の小学校に通っている場合も、居住している小学校区の「こども教室」に参加するということになると思うのですが、この指定学区以外の小学校というのは、どういうことかわからないですが、例えば、事情があって区域外の学校に通っている子がいたとした場合、この文章によると、その子は、いったんそこから出て、居住している校区の「こども教室」に行くことになるというように判断できます。そうした場合、いったん学校から出て、よそへ行くということになると思うのです。だから、ここの場合、指定学区以外の小学校に通っていても、私学について今は別に考えますが、区域外就学している場合、その子はもうその小学校でいいのではないかなとは思いますが、よろしいでしょうか。

後閑委員

通学している小学校の「こども教室」に参加するというのが原則ということですね。

植田委員	そう思います。
大西会長	そうすると、ここの文言が不明確になってくるので、少し変えたほうがいいかなと思います。
事務局	修正させていただきます。保護者向けにも否定形ではなくて、先ほどもご指摘のあったような形で、「子ども教室に参加できますか。」に対して、「通学している小学校区の子ども教室に参加していただくこととなります。」という形に変えさせていただきます。いわゆる区域外就学のことを想定していない説明になっておりますので、改めさせていただきます。ありがとうございます。
大西会長	ありがとうございます。ほか、よろしいですか。
荒木委員	もう1点だけ、ごめんなさい。放課後、留守家庭児童会室のおやつタイミングがあると思いますが、それってどうなりますか。いったん、2時半の時点で登室してからになるんですかね。
事務局	おやつに関しましては、現在、留守家庭児童会室では、低学年は2時半ぐらい、高学年については3時半ぐらいで帰ってきて、基本的には、低学年が帰ってきたら、まず宿題をして、その後少し遊んで、高学年が帰ってきたタイミングで一緒におやつを食べて、4時ぐらいから遊びに行くという形になります。放課後子ども教室モデル事業に行く場合は、活動終了後、留守家庭児童会室に登室してから、おやつを食べていただくという形になります。
荒木委員	遅おやつ、みたいなものですか。
事務局	そうですね。ですので、おやつの量について、例えば、晩ご飯の関係で少し減らしてほしいというような保護者の方からの要望などがあれば、個別対応とさせていただきますことになるかと思います。
荒木委員	例えば、放課後子ども教室モデル事業の終了時刻は4時半のところはほとんどですけど、5時となったら5時以降におやつを食べる可能性も出てくるということですよ。
事務局	留守家庭児童会室の支援員さんともお話しさせてもらったんですけども、例えば、低学年、1年生とかであれば、4時に帰してくださいと、「子ども教室」の退室時間を早めるという形のことを言ってこられる保護者の方もおられるかもしれないなど。4時に行って、おやつを食べて、その子の帰る5時か5時半のお迎えまでに宿題をやる、といった形で組み立てられる親御さんもいるのではないかと。放課後自習教室であるとか、学校でほかの活動をしてくる子どもたちもいますので、遅れておやつを食べるということについて、一定想定はしているとおっしゃっておられました。ただ、おやつを食べるために、一度、留守家庭児童会室へ行って、また放課後子ども教室モデル事業へ戻ってくるということはできません。
荒木委員	そうなんです。それだと自由が制限されてしまうなと思っていて。おやつを4時に食べに帰るとしたら、もうそこから、留守家庭児童会室に登室したということになるんですよ。
代田委員	ただ、この2つの事業、クロスがかけているところを見たら、例えば、放

課後子ども教室モデル事業に参加している子が校庭で遊んでいる、その中に留守家庭児童会室に登録している子どもたちが混じっている。ただ、留守家庭児童会室の子どもたちがおやつのおやつの時間におやつを食べたいので、留守家庭児童会室に帰った。おやつを食べた。今度は、留守家庭児童会室の子どもとして、校庭に遊びに行く、結果、一緒に遊ぶ、ということになります。おやつを食べに留守家庭児童会室に帰った子は校庭に行ってはいけないということは言えないと思うので、結果、おやつを食べてから、もう一度そこに戻ってきて、一緒に遊ぶという事態は実践的にはもう十分想定できることだと、今、思いました。「あんた、おやつ食べたから、この遊び、入れへん。」というわけにいきませんので。

荒木委員 留守家庭児童会室の先生たちは、「おやつやで。」と声をかけるというようになるんですかね。

事務局 いや、それは、ちょっと難しいかと。

中口委員 それだったら、ほかの子どもさんも「家帰っておやつ食べてから来るわ。」となって、また来ますよ。

荒木委員 基本的に、留守家庭児童会室はおやつがセットなので、みんな楽しみにしているし、今、結構、規律正しく、ビシッとみんな正座させられて、ビシッと静まった班からおやつをとりに行けるというような、勉強とかはそうではないですが、おやつのところは、すごく規律正しくやっているの、時間差ができてしまうことで、何か弊害がないかなというのは、聞いていて感じました。

事務局 おやつのおやつの時間という形で、留守家庭児童会室の中で先生方は設定してくださっているの、バラバラと来るようなことになると、現実的には、非常に大変な状況になろうかと思われま。ただ、放課後自習教室に参加して遅れてくる子どもたちというのは存在しているので、その応用パターンが増えるのかなと。留守家庭児童会室に行っている子どもたちの多くが「子ども教室」に参加することになると、留守家庭児童会室の先生たちが、まだ誰も来ないなという時間帯ができてくるのかなと。そういうところは、どのような流れに結果としてなるのかということ、検証しながら見ていきたいなと思っところでございます。

大西会長 まさにモデル事業ですね。また、留守家庭児童会室のほうもモデルですね。

荒木委員 混乱してしまいそうですね。津田小学校は留守家庭児童会室に行くときは、一度、門を出るんですよ。隣の幼稚園は、つうつうになっていましたっけ。一回出ないですか。

事務局 運動場のほうから直接行くことができます。

大西会長 ありがとうございます。ほか、ございませんか。

代田委員 全体の質疑とはちょっと別ですが、参考資料でつけていただきました参考資料2の文教常任委員の先生方のコメントの、やはり大きな5番の(2)のところですが、留守家庭児童会室と、全ての子どもを対象とした放課後対策

とは別立てで、というようなコメントがついているんです。留守家庭児童会室の子どもたちも全ての子どもたちを対象とした事業に参加できる仕組みという点では、今回のモデル事業がそこを目指すものとして、実施される意義は非常に高いだろうなと思っています。ただ、一番、最新の情報で言いますと、今日の厚生労働大臣の記者会見で、2023年までに全国30万人の受け皿を増やすという記者会見をやっているんです。ということは、量的にかなり拡大しないといけないという中では、やはり立ち位置としては、全児童の対策をもって、留守家庭児童会室のニーズを吸い取るのではなくて、やはり、留守家庭児童会室のニーズはニーズとしてきちりありながら、子どもたちの安全やおやつや、そこでの人間関係の成長も含めつつ、その子どもたちを全ての子どもを対象とした放課後子ども教室モデル事業のようなところに遊びに行けるような、参加できるような仕組みというのが、私はこの参考資料2を見て、非常にいいなと思いましたので、この基本路線というのは大事にさせていただけたらなと思っています。ちょっと意見としてあげておきます。

大西会長
事務局

ありがとうございます。

今、代田委員が参考資料2についておっしゃってくださっているんですけども、この審議会での意見と通じるどころとか、同じような方向での意見も、この市議会の文教常任委員の報告の中にはあったかと思っています。それらを踏まえまして、この後、進めさせていただく基本計画の策定にも反映していただけたらと思っています。基本計画の参考資料ということで、参考資料4として厚生労働省の資料をつけさせていただいております。今、代田委員より、2023年までに全国30万人という数字が出されたという情報提供いただきましたが、実はこの放課後児童クラブについて、平成26年の放課後子ども総合プランでは、平成31年度までの放課後児童クラブの目標数を示されていましたが、こちらを前倒しをして、平成30年度までに、というようなことも言われております。3枚目の「放課後子ども総合プランの推進」のところに、「放課後子ども総合プランに基づく、2019年度末までの30万人の新たな受け皿確保を2018年度に前倒しをする」と、厚労省はこんな言い方もしておりますので、まさに放課後児童クラブの必要性というか、こちらのニーズの高まりというものを反映したような形になっているのかなと思われます。こちらの資料も参考に見ていただけたらと思って、今回、提示させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

大西会長

ありがとうございます。では、よろしく願いをいたします。

ほか、ございますか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

大西会長

結構、時間がかかってしまいましたが、一応、いろんなご意見を頂戴しました。議案1「放課後子ども教室モデル事業について」ということで、今、事務局からいろいろ提案がありましたけれども、この件に、我々もいろいろ

意見を言わせていただきました。そういうことも全部含んで、よりよいものにしていくように、もう一度ご検討いただいて、ということで、本審議会としては、この議案1「放課後子ども教室モデル事業について」を承認するというので、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

大西会長　あと、みなさんから出た意見を全部吸い上げていただいて、また、少し訂正等をしていただくということでお願いをしたいと思います。

それでは、異議なしということで、承認をさせていただくことにいたします。ありがとうございます。

次に、議案2「児児童の放課後対策に関する基本計画について」ですけれども、その骨子案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局　資料4「児童の放課後対策に関する基本計画について（骨子案）」をご覧くださいいただけますでしょうか。

計画の冒頭には、計画の趣旨、位置づけ、計画の策定期間を記載し、次に「枚方市の現状と課題」といたしまして、子どもたちを取り巻く本市の取り組みである、留守家庭児童会室事業、放課後自習教室事業、枚方子どもいきいき広場事業など、放課後等における既存事業の実績と課題を記載します。さらに、平成28年度、平成29年度に行った2回のアンケート調査の結果、ただいま議論いただきました平成30年度に実施する放課後子ども教室モデル事業の実施による課題抽出などを行ってまいります。

計画の体系につきましては、平成30年1月に本審議会からご報告いただきました「中間まとめ」に記載されている内容から、「子どもの『放課後』を豊かに」を「基本理念」といたしまして、副題として、「放課後の再生」を掲げ、放課後は、子どもたちにとっての自発的な諸活動を行われる自由な時空間、放課後の時空間とその機能をあらためて子どもたちのものとして再生していく、と記載しております。「基本的な考え方」には、「①子どもが自発的、自主的な諸活動を行うことができる環境の整備」、「②子どもが自発性、自主性を発揮することができるような働きかけ」を2本の柱として挙げています。また、下支えとなる考え方としては、これまでの到達を活用した“子どもの権利”の具現化を」としております。

次に、「児童の放課後等の対策に関する取り組み」ですが、ここに具体的な施策の方向を記載していきます。

「計画の目標値」といたしましては、平成32年度以降の留守家庭児童会室事業の目標事業量と確保方策等について記載いたします。

最後に、「計画の推進体制」ですが、計画の進行管理は児童の放課後対策審議会、この審議会で行っていただきたいと考えております。

おそれ入りますが、裏面をご覧くださいいただけますでしょうか。

本市の「児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方」から、「放課

後子ども教室モデル事業の実施」など、児童の放課後対策に関する基本計画を策定するに当たりましては、これまでの経過や取り組みについて、どのような形になっているかということをお示ししておりますので、ご参照いただければと思います。

先ほど、代田委員のほうからもご指摘がありましたが、市議会の文教常任委員会による所管事務調査の報告と、また、厚生労働省の資料等につきましても、この基本計画を策定する上での参考資料としていただければと思っておりますので、ご参照いただきますよう、お願いいたします。

説明は以上でございます。

大西会長

ありがとうございました。ただいま、児童の放課後対策に関する基本計画の骨子案について、事務局から説明がありましたけども、何かご意見がありますでしょうか。ご意見、ご質問等がありましたら、お願いをしたいと思います。

骨子案のほうはよろしいでしょうか。

少し途方もないことを言うんですけども、どうも、ずっと聞いていると、放課後対策、放課後対策と言って、対策の対象として子どもがなっているように聞こえて、どうしても重苦しいものを感じてしまいます。この審議会の名称を変更することは、多分できないと思いますが、少なくとも最後に出す基本計画については、対策という言葉は抜いていただいて、「放課後を豊かにする基本計画」とか、何か違う名称で出していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

審議会のほうから、そのように答申をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大西会長

皆さん、いかがでしょうか。

(「賛成」の声あり)

大西会長

ということで、ご賛同いただきましたので、ぜひともそういうことでお願いをできればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ご異議ございませんか。なければ、この基本計画で進めていくということで承認を本審議会で得たということにさせていただきたいと思っております。

本審議会は、「児童の放課後を豊かにする基本計画」の策定について、教育長から諮問を受けて、調査審議を行ってきているところです。この後、実施する放課後子ども教室モデル事業の実績や検証結果を含めまして、皆様のご意見を反映した内容となりますように、今後もこの審議会を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

ほかに、ご意見等ございませんか。ないようでしたら、議案2「児童の放課後対策に関する基本計画について(骨子案)」は現段階の案として承認をするということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長 ありがとうございます。では、異議なしということで、決定をさせていただきます。

最後に、その他、何かありますでしょうか。

事務局から、どうぞ。

事務局 参考資料3「今後のスケジュールについて(案)」について、ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

放課後子ども教室モデル事業の第1クール終了後、8月に第7回の審議会を開催して、第2クールの途中になりますが、12月にこの審議会としては第8回の審議会を開催して、「児童の放課後を豊かにする基本計画」の策定についての「答申」案をまとめていただき、その後、市民からの意見聴取を行っていただきたいと考えております。1月には、第9回の審議会を開催して、市民からの意見聴取によって得られた市民からの意見に対する審議会としての考え方をまとめるとともに、「答申」を確定いただき、教育長あてに「答申」をお願いしたいと考えております。

教育委員会といたしましては、審議会からいただいた「答申」をもとに、「児童の放課後対策に関する基本計画」の教育委員会としての案を作成し、平成30年度末までに策定できればと考えております。3月に開催する第10回の審議会では、策定した基本計画に基づき実施する具体的施策についての確認などをお願いできればと考えております。

委員の皆様には、今年度も計5回程度の開催を予定しております。お忙しいことは存じ上げますが、何卒、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。では、本日の議案、次第に書いてある議案については終了いたしました。委員の皆様から、ほかに何かございませんでしょうか。

後閑委員 スケジュール案のところに、早速、これから、第1クールが始まりますが、その中で放課後子ども教室モデル事業を実施して、そのところに、例えば、自己評価ですとか、モニタリング、アンケート、第三者評価という内容があるんですが、これは誰がどのように行うのかということについて、何かご計画がありましたら教えていただきたいんですけども。

事務局 自己評価につきましては、受託事業者の自己評価、モニタリングにつきましては、委託している教育委員会としてのモニタリング、アンケートは双方にあるかなと考えております。第三者評価につきましては、この審議会でご意見をいただければと思っているんですけども、ただ、ただいまいろいろと放課後子ども教室モデル事業についてご審議いただいておりますように、このモデル事業案を審議していただいている、ある意味、当事者というような立場もございますので、そこところは少し違う附属機関、有識

者のご意見を聞く機会を持つのが妥当ではないかと思っているところです。今は「対策」のままで説明させていただきますが、「児童の放課後対策に関する基本計画」については、子ども・子育て支援事業計画のいわゆる就学期の、ある意味、個別計画というような形で、それとの整合性を図りながらつくっていくという形になっております。その子ども・子育て事業計画については、枚方市社会福祉審議会の中に、子ども・子育て専門分科会という附属機関がありまして、そこで調査・審議いただいておりますので、そちらのほうにお願いをして、ご意見を聞くということが、計画の関連性からいっても妥当かなと思っているところです。ただ、まだ調整をしておりませんので、これから打診をしていくということになります。大西会長のほうも同じく社会福祉審議会の委員でありますので、またご助言いただければと思います。

大西会長　そうですね。あまり、この審議会が第三者評価とはなり得ないと思いますので、今、第三者評価の例のタックルの問題もいろいろとややこしくなっているところもありますので、きちっとした形で第三者評価できると、そして、全然関係のないというか、わからないというか、全くの門外漢の人にやってもらうというのも、やはり違うと思いますので、社会福祉審議会、僕もメンバーですけども、その中で、今、ご紹介ありましたが、子ども・子育て分科会というのがあって、そこに児童のこともよくおわかりの専門職の方もおられます。学識の方がおられますので、そちらのほうにお願いするのが妥当であると私もそのように考えます。もし、よろしければ、そういうような形で依頼をしていただければと思うんですけど、皆様、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長　それでは、そのように調整、よろしくお申し上げます。
ほか、ございますか。よろしいでしょうか。
ないようでしたら、長時間になりましたけども、これで第6回の児童の放課後対策審議会を終了したいと思います。
委員の皆さん、どうもありがとうございました。お疲れさまでございます。